

ぎふ労働委員会だより

令和8年3月 第85号

労働委員会会長就任のご報告

岐阜県労働委員会
会長 浅井 直美



このたび、労働委員会会長に選任され、拝命いたしました。責任の重さを深く受け止め、公正中立の立場で委員会運営に努めてまいります。

労働組合法は、日本国憲法に先立つ昭和 21 年 3 月に施行され、これに基づいて発足した労働委員会は、本年、80 周年の節目を迎えます。

労使関係は、戦後の復興期から今日に至るまで、産業構造の変化や法制度の改正に応じて姿を変え、人口減少や高齢化といった社会情勢の影響を受けながら発展してきました。

岐阜県は、古くから地場産業が根付き、隣接する愛知県との地理的特性も相まって製造業が盛んな地域です。また、卸売・小売業、医療・福祉、観光関連産業、サービス業、物流などの分野で雇用が生まれ、女性や高齢者、障がいのある人、外国人労働者を含む多様な方々が活躍し、地域の産業と雇用を支えています。こうした多様な働き手が力を発揮できる環境を整えることは、地域全体の活力に直結します。

その基盤となるのが、良好な職場環境の形成です。日頃からの対話(コミュニケーション)を通じて信頼関係を築くことは組織の安定に不可欠であり、風通しのよい人間関係が保たれていれば、紛争が生じた際にも互いの立場を踏まえつつ、自律的かつ円滑な解決につながります。

労働委員会は、長年にわたり労使関係の調整役を担ってきました。令和 7 年 4 月からは各種手続のオンライン申請も開始され、利便性の向上が図られています。今後も、労働者委員、使用者委員の皆様と力を合わせ、労使関係の安定に向けて最善を尽くしてまいります。



第50期 岐阜県労働委員会委員の紹介

第50期岐阜県労働委員会委員が令和7年12月24日に次のとおり任命されました。
なお、任期は2年間です。



令和7年12月24日任命式の写真

区分	氏名	役職	備考
公益委員	◎浅井 直美	弁護士	H23.12.24 (8期目)
	○大野 正博	朝日大学法学部長・教授	H25.12.24 (7期目)
	武藤 玲央奈	弁護士	R5.12.24 (2期目)
	寺本 和佳子	弁護士	R7.12.24 (1期目)
	河合 壘	岐阜大学地域科学部教授	R7.12.24 (1期目)
労働者委員	筒井 和浩	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長	R3.8.18 (※6期目)
	栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会総合局長	H21.12.24 (9期目)
	田中 あさ子	UA ゼンセン岐阜県支部支部長	R7.1.8 (2期目)
	村上 正春	川崎重工労働組合岐阜支部執行委員長	R7.12.24 (1期目)
	堀田 大策	JAM東海岐阜県連絡会会長	R7.12.24 (1期目)
使用者委員	安藤 正弘	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事	H27.12.24 (6期目)
	村瀬 尚子	株式会社ソフィア総合研究所代表取締役社長	H28.3.30 (6期目)
	一柳 正義	セイノーホールディングス株式会社顧問	H29.12.24 (5期目)
	今尾 任城	株式会社イマオコーポレーション代表取締役社長	R3.12.24 (3期目)
	景山 多美	株式会社東海化成常務取締役	R3.12.24 (3期目)

◎…会長、○…会長代理 ※…過去の勤務実績を合算

労使の円滑な関係構築に向けて ～公労使の委員よりひとこと～



公益委員 大野 正博

近年、県内においても労働者と使用者との間での紛争が増加している傾向が否めません。時代の変化と共に両者の価値観の齟齬や職場環境の複雑化が起因していると思いますが、そのなかでも両当事者間の意思疎通が不十分であることが原因であると考えられる事案が多数あります。

労働委員会は単に紛争を解決するだけでなく、公労使の各専門家が関与し、その後の良好で健全な職場環境の構築に寄与できる方策も提供しております。

労使間の問題について感じることは、同じ案件にも関わらず、立場の違いで捉え方の相違が生じることは理解をしつつも、労使双方が主張をするだけでなく、お互いの立場を尊重し、理解し合うことで距離は縮まり良好な労使関係が築けると思います。認識の齟齬が生じないよう、日頃から丁寧な説明、情報の開示、正しい理解を経て、労使間の問題を共有し健全な関係を築きあげて欲しいと願います。



労働者委員 田中 あさ子



使用者委員 安藤 正弘

令和6年労使コミュニケーション調査(厚生労働省)によると、労使コミュニケーションを重視する内容について、労働者は「職場の人間関係」が最も多くありました。一方、事業所は「日常業務改善」が最も多く、労働者が最も重視する「職場の人間関係」は三番目で、労使間でやや認識のズレが見られました。

立場が違えば思いが違うこともあります。ちょっとしたズレが積み重なるとトラブルに発展する可能性があると思います。より丁寧な話し合いがトラブル防止の予防薬ではないでしょうか。

新任委員の紹介

この度、労働委員会公益委員を拝命した弁護士の寺本和佳子です。岐阜労働局紛争調整委員や裁判所調停委員、最低賃金審議会委員などの経験を活かし、公正中立な立場で労働問題の解決と発展に誠心誠意尽力いたします。



公益委員 寺本 和佳子



公益委員 河合 塁

今般、公益委員を拝命しました河合塁です。一宮市出身で、いまは岐阜大学で労働法を教えています。

以前は岩手県労働委員会の公益委員として、労使紛争の解決に関わっていました。岐阜県民の皆さまのために一生懸命頑張ります。

この度労働委員会の労働者委員を拝命しました、川崎重工労働組合岐阜支部の村上正春です。微力ではありますが、これまでの経験を活かし精一杯務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。



労働者委員 村上 正春



労働者委員 堀田 大策

この度労働委員会の労働者委員を拝命いたしました JAM 東海岐阜県連絡会 会長の堀田大策と申します。その重責を深く受け止め、公正かつ誠実な対応に努め、県内労使関係の安定に尽力してまいります。

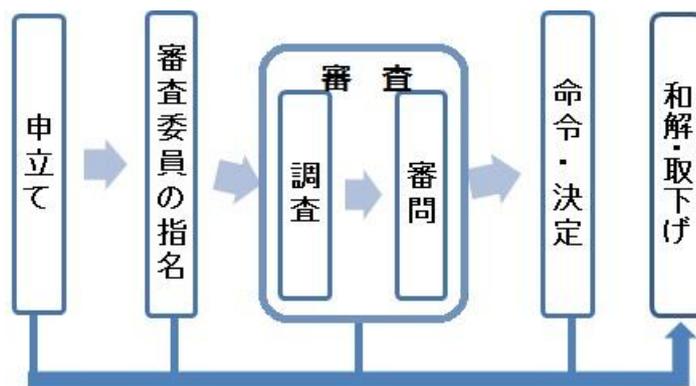
ご存じですか？労働委員会のしくみ

○不当労働行為の審査

労働組合法は、労働者が団結して自由に労働組合を作り、使用者と交渉することを労働者の正当な権利として保護しています。この権利を侵害する使用者の次のような行為は、「不当労働行為」として労働組合法により禁止されています。

- ・労働組合を結成しようとしたこと、正当な労働組合の活動をしたこと等を理由として労働者を解雇した
- ・正当な理由がないのに労働者の代表者との団体交渉を拒否した
- ・労働組合の結成や運営に使用者が介入した

労働者から不当労働行為があったとして労働委員会に申立てがあると、次のような流れで審査が行われます。



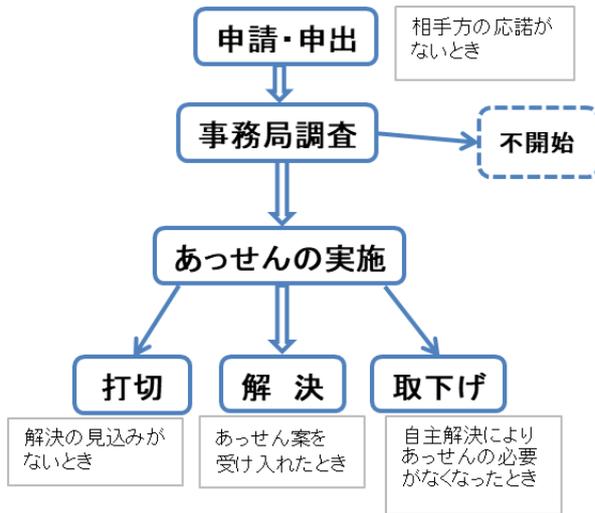
不当労働行為救済申立の流れ

「調査」では当事者双方の主張を明らかにし争点と証拠の整理を行い、次の手続である審問の準備をします。また、「審問」では、不当労働行為があったか否かについて判断するための事実調べをします。審問が終わると、使用者の行為が不当労働行為に当たるかどうか判定され、不当労働行為のあったことが認められた場合は救済命令、認められない場合は棄却命令が出されます。なお、申立人による申立ての取下げや、労働委員会の勧告による和解により事件が終了することもあります。

○労働争議の調整(あっせん、調停、仲裁)、個別的労使紛争のあっせん

個々の労働者、あるいは労働組合などと使用者との関係で生じた紛争は、当事者間の話し合いにより自主的に解決することが原則ですが、双方の主張が対立し歩み寄りがないなど、当事者間の話し合いにより自主的に解決することが困難な場合もあります。

このような場合に、労働委員会は公正、中立な第三者機関として双方の間に入り、紛争解決のための援助を行います。



あっせん申請(申出)があると、双方の当事者に対して調査を行い、被申請(申出)者もあっせんに応じる意思がある場合にはあっせんを開始します。

あっせんの場合には、当事者双方の主張を確かめて、争点を明らかにしながら労使間の話し合いを取り持ち、あっせん案を提示するなどして争議の解決に努めます。

活動報告

1 労働委員会の年間活動状況等(令和 7 年)について

事件、定例総会及び公益委員会議を除いた活動は次のとおりです。

令和 7 年 1 月 14 日 使用者委員による労働委員会勉強会の開催

- ・テーマ:「企業におけるエンゲージメントの重要性とイマオコーポレーションにおけるエンゲージメント向上策のご紹介」
- ・講師:今尾委員

1 月 23 日 労委労協命令研究会に出席

- ・開催形式:ハイブリット会議
- ・出席委員:筒井委員、大宮委員

2 月 7 日 労委労協中部ブロック幹事会を開催

- ・場所:岐阜県内(ワークプラザ岐阜)
- ・出席委員:筒井委員

3 月 11 日 労働委員会委員・事務局職員合同研修会の開催

- ・開催方式:ウェブ会議
- ・テーマ:「カスタマーハラスメント対策について」
- ・講師:成蹊大学法学部 教授
(中央労働委員会東日本区域地方調整委員)
原 昌登氏

5 月 22~23 日 中部地区労働委員会会長・公益委員連絡会議に出席

- ・場所:福井県内(福井フェニックスホテル)
- ・出席委員:秋保前会長、武藤委員

5 月 15 日 労委労協中部ブロック総会・研修会を開催

- ・場所:岐阜県内(ワークプラザ岐阜)
- ・出席委員:筒井委員、栗本委員、北島委員、大宮委員、田中委員

6 月 9 日 労働委員会委員による出前講座

- ・場所:岐阜大学
- ・テーマ:「基本的なワークルール」
- ・講師:村瀬委員



- 6 月 13 日 全国労働委員会会長連絡会議に出席
・場所:和歌山県内(ダイワロイネットホテル和歌山)
・出席委員:秋保前会長

- 6 月 24 日 労働委員会委員による出前講座
・場所:ホテルグランヴェール岐山
・テーマ:「エンゲージメント経営のご紹介」
・講師:今尾委員



- 7 月 8 日 公益委員による労働委員会勉強会の開催
・テーマ:「建設的会話」
・講師:浅井会長

- 7 月 10 日 労委労協命令研究会に出席
・開催形式:ハイブリット会議
・出席委員:筒井委員、栗本委員、北島委員、大宮委員

- 9 月 4～5 日 公労使委員合同研修に出席
・会場:東京都内(女性就業支援センター、労働委員会会館)
・出席委員:田中委員

- 10 月 16 日 労委労協命令研究会に出席
・開催形式:ハイブリット会議
・出席委員:筒井委員、栗本委員、田中委員

- 10 月 23～24 日 中部地区労働委員会連絡協議会を開催
・開催場所:岐阜県内(ホテルグランヴェール岐山)
・出席委員:岐阜県労働委員会委員

中部6県の労働委員会から公労使の委員が出席し、議題の意見交換などが行われました。



- 11 月 6 日 労働委員会委員による出前講座
・場所:県立山県高等学校
・テーマ:「はたらく人の権利」
・講師:武藤委員



- 11 月 13～14 日 第 80 回全国労働委員会連絡協議会総会に出席
- ・場所: 東京都内(東京大学大講堂(安田講堂))
 - ・出席委員: 秋保前会長、武藤委員、筒井委員、栗本委員、安藤委員、一柳委員
- 11 月 14 日 全国労働委員会連絡協議会第 1 回運営委員会に出席
- ・場所: 東京都内(東京大学大講堂(安田講堂))
 - ・出席委員: 安藤委員
- 11 月 11 日 労働者委員による労働委員会勉強会の開催
- ・テーマ: 「岐阜一般労働組合における障害者就労支援の取り組み」
 - ・講師: 北島委員

2 審査事件について

令和7年1月から12月までの間に申立てのあった不当労働行為事件は2件、前年から繰り越した事件は8件で、取扱状況は次のとおりです。

(令和5年繰越)

事件 番号	申立者	業種	従業者数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
5-4	労働組合	建設業	不明	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交	関与和解	◎三井、秋保
	R5.7.24				R7.5.2	(労)栗本 (使)安藤、景山
5-5	労働組合	製造業	216	1 団体交渉の応諾 2 支配介入の禁止 3 謝罪文の手交と掲示	棄却	◎秋保、三井
	R5.9.7				R7.3.28	(労)筒井 (使)村瀬、一柳

(令和6年繰越)

事件 番号	申立者	業種	従業者数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
6-1	労働組合	サービス業	14	1 配転命令の撤回 2 退職処理の撤回・バックペイ 3 団体交渉の応諾 4 支配介入の禁止 5 謝罪文の手交	一部救済	◎大野、武藤
	R6.6.7				R7.11.25	(労)北島、大宮 (使)安藤、今尾
6-2	労働組合	情報通信業	125	1 配転命令の撤回 2 団体交渉の応諾	一部救済	◎武藤、大野
	R6.7.5				R7.12.18	(労)筒井、栗本 (使)村瀬、景山

事件 番号	申立者	業種	従業者数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
6-3	労働組合	サービス業	23	1 原職復帰・バックペイ 2 団体交渉の応諾 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の手交と掲示	一部救済	◎秋保、浅井
	R6.7.24				R7.12.1	(労)栗本、北島 (使)村瀬、今尾
6-4	労働組合	製造業	40	1 不利益取扱いの撤回 2 団体交渉の応諾 3 陳謝文の手交と掲示	係属中	◎浅井、大野
	R6.7.24					(労)筒井、大宮 (使)安藤、一柳
6-5	労働組合	製造業	8,981	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の掲示	却下	◎秋保、武藤
	R6.10.31				R7.7.30	(労)栗本、田中 (使)一柳、景山
6-6	労働組合	建設業	25	1 団体交渉の応諾 2 支配介入の禁止 3 陳謝文の手交と掲示	全部救済	◎浅井、三井
	R6.12.10				R7.11.7	(労)北島、大宮 (使)村瀬、一柳

(令和7年)

事件 番号	申立者	業種	従業者数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
7-1	組合員	卸売業・ 小売業	不明	1 不利益取扱いの撤回 2 報復的不利益取扱いの 禁止 3 謝罪文の手交	係属中	◎武藤、三井※1、 河合※1
	R7.6.10					(労)筒井、北島※2、 堀田※2 (使)安藤、景山

事件 番号	申立者	業種	従業者数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
7-2	労働組合	建設業	不明	1 報復的不利益取扱いの禁止 2 支配介入の禁止 3 謝罪文の手交と掲示	係属中	◎浅井、大野
	R7.10.29					(労)栗本、田中 (使)村瀬、一柳

◎印……審査委員長

※1……令和7年12月23日まで三井委員担当、同月24日から河合委員担当。

※2……令和7年12月23日まで北島委員担当、同月24日から堀田委員担当。

なお、過去 5 年間に当委員会において取り扱った不当労働行為事件の状況等については以下のとおりです。

(件)

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
前年より繰越	3	2	3	5	8
新規申立	3	4	5	6	2
取扱件数	6	6	8	11	10
終 結	4	3	3	3	7
命 令	救 済		1	1	4
	棄 却				1
却 下					1
和 解	1	2	1	1	1
取 下 げ	1	1	1	1	
翌年に繰越	2	3	5	8	3

3 調整事件について

令和 7 年 1 月から 12 月までの間に申請のあった調整事件は 2 件、前年から繰り越した事件は 1 件で、取扱状況は次のとおりです。

(令和 6 年繰越)

事件 番号	申 請 者	業 種	組 合 員 数※	調 整 事 項	調 整 年 月 日	終 結 区 分	調 整 員
	申 請 年 月 日		従 業 者 数			終 結 年 月 日	
6-4	労働組合	医療、福祉	5 (5)	(あつせん) 雇用維持及び賃金補償 と不利益取扱いの禁止	R6.12.11 R7.1.22	解決 (あつせん案受諾)	(公)武藤 (労)筒井 (使)今尾
	R6.10.15		26			R7.1.22	

(令和 7 年)

事件 番号	申 請 者	業 種	組 合 員 数※	調 整 事 項	調 整 年 月 日	終 結 区 分	調 整 員
	申 請 年 月 日		従 業 者 数			終 結 年 月 日	
7-1	労働組合	製造業	203 (1)	(あつせん) 深夜割増賃金及び残業 手当の支払い	R7.5.12	解決 (あつせん案受諾)	(公)大野 (労)栗本 田中 (使)景山
	R7.1.7		5			R7.6.10	
7-2	労働組合	建設業	55 (1)	(あつせん) 団交再開と組合員の休 職に係る補償等	-	取下げ	-
	R7.6.2		101			R7.7.7	

※組合員数欄の()は当該事業所内での組合員数

なお、過去5年間に当委員会において取り扱った調整事件の状況等については以下のとおりです。
(件)

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
前年から繰越	0	1	2	1	1
新規申請	4	6	1	4	2
取扱件数	4	7	3	5	3
終 結	3	5	2	4	3
解決		1	2	2	2
打切り	1	3		1	
取下げ	1			1	1
不開始	1	1			
翌年に繰越	1	2	1	1	0

4 個別的労使紛争事件について

令和7年1月から12月までの間に申出のあった個別的労使紛争事件は6件、前年から繰り越した事件は1件で、取扱状況は次のとおりです。

(令和6年繰越)

事件番号	申出者 申出年月日	業種	あつせん事項	あつせん 年月日	終結状況 終結年月日	あつせん員
6-2	労働者 R6.12.3	サービス業	<ul style="list-style-type: none"> 退職金の満額支給 精神的苦痛に対する補償 未払残業代の支払 	R7.2.20	打切り R7.2.20	(公)浅井 (労)筒井 (使)安藤

(令和7年)

事件番号	申出者 申出年月日	業種	あつせん事項	あつせん 年月日	終結状況 終結年月日	あつせん員
7-1	労働者 R7.6.12	専門・技術 サービス業	<ul style="list-style-type: none"> パワーハラスメントと思われる発言を繰り返さないこと 	-	不開始 R7.6.24	-
7-2	労働者 R7.7.3	宿泊業、 飲食サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント対応の改善及び関係法令の遵守 	-	不開始 R7.7.24	-
7-3	労働者 R7.9.27	医療、福祉	<ul style="list-style-type: none"> パワーハラスメントによる精神障害等に関する損害賠償 謝罪文書の交付 再発防止策の公開 	-	係属中	(公)武藤 (労)田中 (使)今尾
7-4	労働者 R7.11.4	医療、福祉	<ul style="list-style-type: none"> 精神的苦痛に対する補償 解雇理由の説明 	R7.12.19	解決 R7.12.19	(公)浅井 (労)筒井 (使)安藤
7-5	労働者 R7.11.6	宿泊業、 飲食サービス業	<ul style="list-style-type: none"> 有給未消化分の賃金相当額及び解雇予告手当の支払 精神的苦痛に対する補償 	-	係属中	-
7-6	労働者 R7.12.12	製造業	<ul style="list-style-type: none"> 配置転換の希望 職場に対する休職理由の適切な説明 	-	係属中	-

なお、過去5年間に当委員会において取り扱った個別的労使紛争事件の状況等については以下のとおりです。

(件)

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
前年から繰越	0	0	0	1	1
新規申出	4	2	1	2	6
取扱件数	4	2	1	3	7
終 結	4	2	0	2	4
解 決		1			1
打 切 り	1			1	1
取 下 げ					
不 開 始	3	1		1	2
翌年に繰越	0	0	1	1	3

5 委員の受賞について

労働委員会委員としての長年の功績が認められ、次の方が受賞されました。

【厚生労働大臣表彰状】

元公益委員の秋保賢一^{あきほけんいち}氏(前会長)が厚生労働大臣表彰状を受領

(委員就任:平成 17 年 12 月 24 日～令和 7 年 12 月 23 日)

【厚生労働大臣感謝状】

元公益委員の三井栄^{みついさかえ}氏が厚生労働大臣感謝状を受領

(委員就任:平成 23 年 12 月 24 日～令和 7 年 12 月 23 日)

元労働者委員の北島あづさ^{きたじま}氏が厚生労働大臣感謝状を受領

(委員就任:平成 27 年 12 月 24 日～令和 7 年 12 月 23 日)

【令和 7 年度岐阜県知事表彰】

公益委員の大野正博^{おおのまさひろ}会長代理が岐阜県知事表彰を受賞

(委員就任:平成 25 年 12 月 24 日～)

(令和 4 年作成 労働委員会 PR ポスター) ※ご用命がありましたら、ご連絡ください。

職場での 労働関係の トラブル円満解決

豊富な知識、経験を持つ
「あっせん員」が
トラブル解決をお手伝い



特徴1
無料

特徴2
秘密厳守

特徴3
早期解決



配置転換 パワハラ
解雇 賃上げ
雇止め

お気軽に、お問い合わせください

岐阜県労働委員会事務局



電話 058-272-8790 **E-mail** c16501@pref.gifu.lg.jp



労働委員会ミナモ

(平成27年7月作成)

ー編集・発行ー	
岐阜県労働委員会	
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1	
TEL	(058)272-8790
FAX	(058)278-2832
HP	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13305.html
e-mail	c16501@pref.gifu.lg.jp